

第3章

重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の選定

1. 重点整備地区の選定

本市では平成14年11月に策定した「神戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として定めた三宮地区・元町地区・神戸地区・垂水地区の4地区をモデル整備してきました。

この度、バリアフリー新法対応の基本構想を策定するにあたり、前構想の取り組みを発展的に継続し、各区に1地区の計9地区を選定し、全市展開していきます。

本基本構想における重点整備地区は、バリアフリー新法第2条第21号に定められる要件を満たす地区で、重点整備地区選定の考え方に沿って選定する地区とします。

重点整備地区の選定の基準として、多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺を基本に重点整備地区とします。一部例外としては、西区は西神中央出張所、須磨区は新庁舎を中心とした重点整備地区を設定します。

区役所の最寄りの鉄道駅舎から概ね半径500m以内を徒歩圏内と捉え、鉄道駅舎、道路等に加え、新たに整備対象となった、建築物、公園、路外駐車場を生活関連施設として各地区の面的整備を実施していきます。

重点整備地区は、下記の考え方にに基づき区域設定を行います。なお、スパイラルアップのなかで生活関連施設等の選定の考え方を変更した場合、それに合わせて柔軟に区域の見直しを行っていきます。

<重点整備地区の区域設定の考え方>

- 鉄道駅舎を中心とした概ね半径500mの区域
- 主要な道路、鉄道、河川等の地形地物
- 明確な地形地物がない場合は、字界、町丁目界、市境等の境界
- 市街地整備計画やその他関連する事業計画がある場合は、整合性などを考慮
- 隣接して重点整備地区がある場合は、経路の連続性を考慮
- 地区の面積は400ha未満

【重点整備地区選定の考え方】

＜重点整備地区の要件（バリアフリー新法第2条第21号）＞

- 生活関連施設を含み、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等）についてバリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 重点整備地区においてバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区



＜重点整備地区選定の考え方＞

- 全市展開するために各区1つの重点整備地区
- 多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺、及び最寄りの鉄道駅を含む地区
- 区役所最寄りの鉄道駅から徒歩圏内として概ね半径500mの範囲の地区



重点整備地区	区	中心とする駅	備考
住吉地区	東灘区	JR住吉駅、新交通住吉駅	
六甲道地区	灘区	JR六甲道駅	
三宮地区	中央区	JR三ノ宮駅、阪急三宮駅、阪神三宮駅、新交通三宮駅、地下鉄三宮駅	旧構想重点整備地区
湊川地区	兵庫区	神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅	
鈴蘭台地区	北区	神戸電鉄鈴蘭台駅	区役所再整備調査中
長田地区	長田区	阪神神戸高速線高速長田駅、地下鉄長田駅	
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅	区役所移転先
垂水地区	垂水区	JR垂水駅、山陽垂水駅	旧構想重点整備地区
西神中央地区	西区	地下鉄西神中央駅	西神中央出張所

2. 生活関連施設および生活関連経路等の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」(バリアフリー新法第2条21号イ)のことであり、高齢者・障がい者等が相当数利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校など非常に幅広い施設が考えられます。そのため、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、具体的にどの施設を生活関連施設とするかは地域の実情を勘案して選定することが必要とされています。

本基本構想では、次のような考えに沿って生活関連施設を選定します。

なお、民間商業施設などを新たな生活関連施設とするかどうかについては、今後、スパイラルアップを行うなかで必要な議論を経て判断し、対応していくこととします。

【生活関連施設等の選定の考え方】

<生活関連施設等選定の要件>

- 相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる旅客施設、建築物、路外駐車場
- 重点整備地区内にある都市公園、広域避難場所となる公園
- 区役所最寄りの鉄道駅を中心とした概ね半径500m以内に立地する主要な施設

<生活関連施設選定の考え方>

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設
- 各区の区役所を中心とする市の主な施設、並びに公共建築物を中心に、床面積2,000㎡以上の福祉・医療・文化教養施設、及び教育機関、その他上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設
- 他の生活関連施設と隣接するなど、一定の条件を満たす公共施設である公園・路外駐車場
- 民間施設については、床面積2,000㎡以上の病院、または集配機能のある郵便局を選定

生活関連施設 計72施設

【生活関連施設一覧】

区 分		生活関連施設
鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	JR 住吉駅、新交通住吉駅、JR 六甲道駅、JR 三ノ宮駅、阪急三宮駅、阪神三宮駅、新交通三宮駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅、阪神神戸高速線新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅、神戸電鉄鈴蘭台駅、阪神神戸高速線高速長田駅、地下鉄長田駅、山陽板宿駅、地下鉄板宿駅、JR 垂水駅、山陽垂水駅、地下鉄西神中央駅
官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	神戸市役所、各区役所（西区除く）、西神中央出張所
福祉施設	2,000 m ² 以上のもの （但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない）	こうべ市民福祉交流センター 心身障害福祉センター
医療施設	2,000 m ² 以上のもの	東神戸病院、住吉川病院、西病院、三聖病院、川崎病院、小原病院、西市民病院、西神戸医療センター
文化教養施設	2,000 m ² 以上のもの	市立博物館、区民センター（東灘・北・西）、勤労会館、勤労市民センター（六甲道・垂水）、図書館（東灘・灘・三宮・北・垂水・西）、すずらんホール、垂水年金会館
学校施設	盲・ろう・養護学校	垂水養護学校
公園	他の生活関連施設に隣接している主要な都市公園	六甲道南公園、東遊園地、湊川公園
路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	フォレスタ六甲駐車場、ウェルブ六甲道4番街駐車場、三宮中央通り駐車場、三宮駐車場、湊川公園駐車場、鈴蘭台駐車場、長田北町駐車場、レバンテ垂水駐車場
その他	2,000 m ² 以上の集配機能のある郵便局 ・その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	郵便局（東灘・兵庫・神戸西） 防災コミュニティセンター、垂水体育館

(2) その他の主要施設

生活関連施設は生活関連経路で結ぶ必要がありますが、下記の公園、路外駐車場は、地域の施設としての役割が強く、現在選定されている生活関連施設との徒歩移動は見込みにくいいため、「その他の主要施設」と位置づけます。

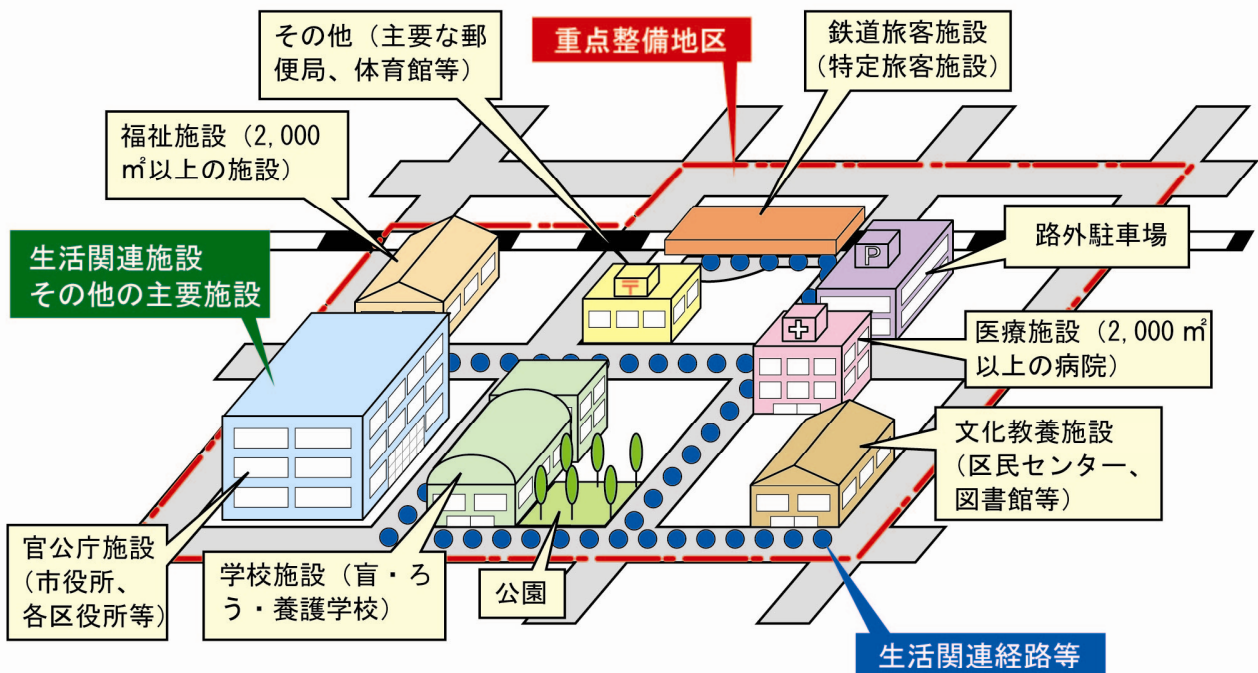
「その他の主要施設」は生活関連経路では結びませんが、バリアフリー化の必要性が高い施設であるとの認識からバリアフリー化整備を行っていきます。

今後、その他の生活関連施設と経路を結ぶ必要性を検討した上で、今後のスパイラルアップで生活関連施設に位置づけを変更することとします。

【その他の主要施設一覧】

区 分		その他の主要施設
公園	広域避難場所など主要駅周辺の主要な都市公園	住吉公園、大和公園、荒田公園、妙法寺川公園、西神中央公園
路外駐車場	主要駅近隣の路外駐車場	4番街以外のウェルブ六甲道駐車場、サンセンタープラザ駐車場、荒田公園駐車場、レバンテ垂水1番館駐車場、ウエステ垂水駐車場、西神中央駅駐車場

●重点整備地区の概念図



(3) 生活関連経路等の選定

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」(バリアフリー新法第2条21号ロ)のことで、生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路などにより構成されます。

しかし、生活関連経路に選定された道路では「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(道路移動等円滑化基準)に基づいた整備が求められるため、歩道設置が困難な道路や長期的に十分な歩道幅員の確保が困難な道路については選定できません。

そのため、本基本構想では生活関連経路を優先度により3段階に区分し、主要な生活関連経路、準生活関連経路、その他の生活関連経路を設定します。

【生活関連経路等の選定の考え方】

<主要な生活関連経路選定の考え方>

- 旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、目標年次の平成32年度までに高齢者、障がい者等の円滑な移動等を確保できる経路(概ね道路移動等円滑化基準を満たす経路)

<準生活関連経路選定の考え方>

- 旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路

<その他の生活関連経路の考え方>

- 物理的な整備課題等があり、当面の整備は困難であるが、生活関連施設間を結ぶ経路として今後も課題解決に向けた検討を必要とする経路

① 主要な生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.15～P.19）上の経路番号を表記】

地区名	路線名等	管理者	延長(m)	番号
住吉地区	国道2号	国土交通省	500	1-1
六甲道地区	国道2号	国土交通省	100	1-2
	八幡線	神戸市	250	1-3
	灘方面第225号線		50	1-4
	六甲道駅北側駅前広場		50	1-5
湊川地区	国道28号	神戸市	630	1-6
	長田楠日尾線		170	1-7
	湊町線		960	1-8
	上沢6号線		120	1-9
長田地区	国道28号	神戸市	480	1-10
	神戸明石線		180	1-11
	長田楠日尾線		170	1-12
板宿地区	山下線	神戸市	60	1-13
	西出高松前池線		80	1-14
	板宿12号線		110	1-15
	大田5号線		100	1-16
西神中央地区	西神中央駅西口駅前広場(西神中央線)	神戸市	230	1-17
	糀台90号線		210	1-18
	西神中央駅東口駅前広場		100	1-19

② 準生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.15～P.19）上の経路番号を表記】

地区名	路線名等	管理者	延長(m)	番号
六甲道地区	六甲道駅南側駅前広場	神戸市	180	2-1
三宮地区	若菜神戸駅線	神戸市	150	2-2
湊川地区	荒田会下山線	神戸市	30	2-3
	松本7, 8号線		140	2-4
鈴蘭台地区	鈴蘭台13号線	神戸市	80	2-5
	鈴蘭台88号線		130	2-6
	鈴蘭台92号線		110	2-7
長田地区	長田北町1号線	神戸市	90	2-8

③ その他の生活関連経路 【番号欄は、重点整備地区図（P.15～P.19）上の経路番号を表記】

地区名	路線名等	管理者	延長(m)	番号
住吉地区	JR 住吉駅～東神戸病院を結ぶ経路 (JR 住吉駅北側駅前広場、住吉村合併 55 号線ほか)	JR 西日本 神戸市 ほか	370	3-1
	JR 住吉駅～東灘区民センターを結ぶ経路 【デッキ部】 (新交通住吉駅ほか)	神戸新交通 ほか	170	3-2
	JR 住吉駅～東灘区民センターを結ぶ経路 【地上部】 (国道 2 号、住吉宮町 55 号線ほか)	国土交通省 神戸市 ほか	180	3-3
	JR 住吉駅～東灘区役所を結ぶ経路の一部 (新交通六甲島線ほか)	神戸市 ほか	280	3-4
	東灘区役所～住吉川病院を結ぶ経路の一部 (国道 2 号、住吉川左岸線)	国土交通省 神戸市	130	3-5
六甲道地区	六甲道勤労市民センター～西病院を結ぶ経 路の一部 (八幡線、八幡 36 号線)	神戸市	60	3-6
湊川地区	神戸電鉄湊川駅～小原病院を結ぶ経路 (長田楠日尾線、荒田線)	神戸市	360	3-7
西神中央地区	地下鉄西神中央駅～西神戸医療センターを 結ぶ経路【デッキ部】 (西神中央公園線ほか)	神戸市 ほか	380	3-8